

～石川県賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）について～
（令和6年能登半島地震による被災者の皆様へ）

○受付対象者

R6.2.6版

令和6年能登半島地震に伴う住居の全壊等により、居住する住宅の確保が困難となり、災害時に災害救助法の適用地区に居住している者

○要件

災害時において、石川県（災害救助法の適用を受けた市町）に居住する者	自らの資力を以てしては住宅を確保することができず、下記いずれかの要件を満たす者 ・住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者 ・半壊（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う者 ・二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市町長が認める者 ・災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる者（半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者に限る。） ・その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた者
-----------------------------------	---

○賃貸型応急住宅の条件

石川県内の住宅については、次の①～⑦のいずれにも該当する場合が対象となります。

※ 富山県、福井県及び新潟県の住宅も対象となりました。家賃上限は石川県ホームページで確認してください。

① 不動産仲介業者の斡旋により賃貸された物件であること	
② 家賃 物件の所在地により下記の通り区分する	
【石川県内（金沢市・野々市市を除く）】	【石川県内（金沢市・野々市市）】
2人以下の世帯は月額 6万円以下	1人の世帯は月額 6万円以下
3人～4人の世帯は月額 8万円以下	2人の世帯は月額 8万円以下
5人以上の世帯は月額 11万円以下	3人～4人の世帯は月額 10万円以下
	5人以上の世帯は月額 12万円以下
〔 ※入居期間中に、小学校入学年齢に達しない児童（以下、「未就学児」という。）は、入居人数に含めない。ただし、未就学児が2人以上の場合は、1人あたり0.5人（小数点以下切り上げ）として換算する。 〕	
③ 共益費（管理費）	借上げ住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものに限る
④ 退去修繕負担金	家賃の2か月分以内
⑤ 礼金	家賃の1か月以内
⑥ 仲介手数料	家賃の0.55か月以内
⑦ 入居時鍵交換費	実費

※超過分を自己負担で入居することは不可

※原則、耐震性が確保されている住宅に限る。

○市町等が負担する経費

家賃、共益費（管理費）※1、礼金（家賃1か月分以内）、退去修繕負担金（家賃2か月分以内）、仲介手数料（家賃0.55か月分以内）、損害（火災）保険料※2、入居時鍵交換費
※1 貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものに限ります。
※2 損害（火災）保険料は石川県が包括的に加入するため、石川県が負担します。

○入居者が負担する経費

光熱水費、駐車場料金、自治会費
※ このほか、入居者の故意、過失による損壊に対する修繕費等は入居者負担になります。

○入居期間

入居日から2年以内（災害時に賃貸住宅に居住されていた方は、入居日から1年以内）
※恒久的な住まいの確保後や断水等のライフラインの復旧後、速やかに退去する必要があります
※応急修理制度を併用する場合は発災日から6か月以内（ライフラインの途絶地域においてはライフラインが復旧した日もしくは災証明書の発行日のいずれか遅い方の日から6か月以内）となります。

詳細は、制度に関する問い合わせ先にご確認願います。

（裏面に続きます）

